

特記仕様書

※土木部

第1条 目的

本特記仕様書は、福井県土木工事共通仕様書（平成16年4月 以下「共通仕様書」という。）を補足し、工事の施工に関する明細または、工事に固有の技術的要求を定めるものである。

なお、本特記仕様書に記載されている事項は、共通仕様書に優先するものとするが、図面等と内容が一致しない場合は、監督職員と協議すること。

第2条 施工条件の明示

下記項目、事項のうち○印該当欄は、工事施工に当って制約等を受けることとなるので明示する。なお、明示事項に変更が生じた場合および明示されていない制約が発生した場合は、監督職員と協議し適切な処置を講ずるものとする。

	区分	明示項目	明示事項	制約条件等
1	工 程 関 係	別途工事との関連、制約 (共1編1-1-31)	1 関連する別途工事あり	ア 工種 () イ 着工予定 ()
		施工時期・時間の制約 (共1編1-1-40)	1 施工期間・時間の指定あり	ア 期間 () イ 時間 ()
		施工方法の指定	1 施工方法の指定あり	ア 内容 ()
		関係機関との協議状況	1 関係機関等との協議に未成立あり(成立見込み)	ア 協議内容 () イ 成立時期 ()
		他官庁等との協議による条件	1 他官庁等協議での条件により工程に影響あり	ア 条件 ()
		地下埋設物等の事前調査、移設 (共1編1-1-31)	1 事前調査あり 2 移設の予定あり	ア 調査期間 () イ 移設期間 ()
		2	用 地 関 係	工事用地・補償物件による着工制限 (共1編1-1-10)
2 物件撤去まで着工制限あり	ア 着工可能時期 ()			
3	公 害 関 係	工事用地の確保 (共1編1-1-9)	1 県から工事用地の提供あり 2 請負者において工事用地確保の必要あり	ア 内容 ()
			家屋等の事前・事後調査 (共1編1-1-35)	1 第三者被害が懸念される場合の事前・事後調査あり
4	安 全 対 策 関 係	交通安全施設等の指定 (共1編1-1-37) (平成19年3月6日付け土管第230号)	1 交通安全設備等条件あり 2 保安要員の条件あり	ア 配置の指定あり () イ 設備稼働(作業)時間 () ウ 保有資格 福井県公安委員会が指定する路線において、交通誘導業務を警備業者に委託する場合は、交通誘導警備検定(1級または2級)の合格者を、交通誘導業務を行う場所ごとに一人以上配置すること。
			近隣公共施設に対する制限 (共1編1-1-31)	1 鉄道、ガス、電気等の近接作業あり
		発破作業等の制限、その保安設備に対する制限 (共1編1-1-32)	1 発破作業等に制限あり 2 保安設備、保安要員指定あり	ア 内容 () ア 内容 ()
		統括安全衛生管理義務者の指名	1 労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずべき者(統括安全衛生管理義務者)の指名対象工事	ア 指名手続き完了後、工事着手
		手すり先行工法 (平成16年7月1日付け土管第860号)	① 枠組足場を設置する場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省 平成15年4月)」に基づき「手すり先行工法」によるものとする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。 ② 「手すり先行型枠組足場」を設置する場合は、二段手すりおよび幅木(つま先板)の機能を有するものでなければならない。	

	区分	明示項目	明示事項	制約条件等	
5	工事用 道路関係	一般道路使用制限、補修条件 (共1編1-1-37)	1 搬入経路、使用期間に制限あり 2 使用中、後の補修等条件あり	ア 搬入経路指定あり () イ 使用期間、時間制限あり () ア 内容 ()	
		一般道路の占用条件 (共1編1-1-37)	1 一般道路の占用の期間、条件あり	ア 期間、時間制限内容 () イ 条件 1: 全面占用可 2: 片側占用可	
		仮設道路を設置する場合その構造、事後処置 (共1編3-10-2)	1 仮設道路の設置条件あり 2 仮設道路の工事終了後の条件 3 仮設道路の維持補修条件	ア 一般交通供用あり イ 安全施設等必要 ア 撤去 イ 存置 ア 内容 ()	
6	仮設備関係	仮設備の使用条件	1 仮設構造物の転用、兼用あり	ア 期間 () イ 内容 ()	
		仮設備の指定条件 (共1編3-10-1)	1 仮設備の指定条件あり	ア 構造 () イ 施工方法または設計条件 ()	
7	工事支障物件	占用物件等の移設、撤去防護等 (共1編1-1-31)	1 地上、地下の占用支障物件あり	ア 電気 イ 電話 ウ 水道 エ ガス オ その他 () A 時期、期間 () B 方法 ()	
		占用物件等の重複施工	1 占用物件との重複工事あり	ア 電気 イ 電話 ウ 水道 エ ガス オ その他 ()	
8	薬液注入関係	薬液注入の工法条件等 (共1編3-7-9)	1 施工(管理)方法の条件あり	ア 工法区分 () イ 材料種類 () ウ 施工範囲 () エ 削孔数量 () オ 注入量 () カ その他 ()	
9	地質条件	地質条件、地下水位、湧水量とその処理	1 甲の事前調査あり(土質条件、地下水位設定、水処理条件等) 2 乙の行う調査あり	ア 内容(方法:) (場所:) ア 内容 ()	
10	環境関係 (福井県公共事業環境配慮ガイドライン関係)	自然景観	工事現場地域の生活環境の保全	① 現場および周辺地域の整理整頓、美化に努めること。	
		大気環境・水環境等	工事公害防止のための制限 (共1編1-1-35)	1 施工方法の制限あり 2 使用機械設備の制限あり 3 作業時間等の制限あり	ア 騒音 イ 振動 ウ 排出ガス エ 粉塵 オ 水質 カ 土壌 キ その他 A 内容 ()
			排出ガス対策型建設機械の使用 (平成18年3月17日付け土管第266号)	①バックホウ・トラクタショベル(車軸式)・ブルドーザ・発動発電機・空気圧縮機・油圧ユニット・ロードローラー・タイヤローラー・振動ローラー・アブレンクレーンの建設機械において、排出ガス対策型建設機械の使用を原則とする。 やむを得ず使用できない場合は、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。	
			低騒音・低振動型建設機械の使用	1 使用機械等の条件あり	ア 機種名 () イ 内容 ()
			濁水処理(排水工等)の条件	1 濁水、泥水処理の条件あり 2 乙の行う測定調査あり	ア 方法 () イ 排水の水質 () ア 内容 ()
		省資源省エネルギー	工事中用機械、工事中車両の運転	① 過負荷運転の防止、アイドリングストップに努めること。	
		廃棄物の減量化・リサイクル(建設副産物・グリーン購入)	建設副産物 (共1編1-1-20)	① 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(この項目中「法」という。)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合	ア 特定建設資材の分別解体等の実施義務(法第9条) イ 特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務(法第16条) ウ 工事契約までに分別解体等の計画等について書面による説明を行うこと(法12条) エ 工事契約までに分別解体等の費用等を記載した書面を提出すること(法13条) オ 再資源化等完了後の書面による報告(法18条)
① 建設発生土の有効利用 ・工事間利用の指定あり ・ストックヤード利用の指定あり	ア 場所 () イ 条件 () ウ 運搬距離 () km				
1 建設副産物の処理条件あり ・建設副産物の処理量が現地の状況により増減する場合、監督職員と速やかに協議を行うこと。	建設発生土 ア 場所 () イ 処理方法制限あり () ウ 受入条件あり ()				

区分		明示項目	明示事項	制約条件等
10	環境関係 (福井県公共事業環境配慮ガイドライン関係)	廃棄物の減量化・リサイクル (建設副産物・グリーン購入)	<ul style="list-style-type: none"> 「建設副産物適正処理推進要綱」に基づき、再生資源化施設への搬出等建設副産物のリサイクルに努めること。 本仕様書に定めのない建設副産物の処理については、別途監督職員と協議のこと。 	アスファルト・コンクリート塊 ア 場所 () イ 処理方法制限あり () ウ 受入条件あり ()
				コンクリート塊 ア 場所 () イ 処理方法制限あり () ウ 受入条件あり ()
				建設汚泥 ア 場所 () イ 処理方法制限あり () ウ 受入条件あり ()
				建設発生木材 ア 場所 () イ 処理方法制限あり () ウ 受入条件あり ()
	提出書類 (共1編1-1-12) (共1編1-1-20)	1 再生資源利用(計画・実施)書 2 再生資源利用促進(計画・実施)書	ア 条件(土砂を50m ³ 以上、特定建設資材、砕石、その他再生資材を使用する工事)	
			ア 条件(建設発生土を50m ³ 以上、特定建設資材廃棄物、その他の建設廃棄物を搬出する工事)	
			ア 条件(産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、廃棄物を搬出する前までに提出)	
	グリーン購入 (共1編1-1-49)	① 工事用資材等の指定あり	ア 建設発生土またはその改良土を使用すること イ 再生加熱アスファルト混合物を使用すること ウ 再生骨材等を使用すること エ 再生材料を用いたコンクリート二次製品を使用すること () オ 剪定枝葉堆肥または下水汚泥コンポストを使用すること。 カ 植生基材吹付工では、植生基材に木材チップを配合し施工すること キ ()を使用すること ク 福井県認定リサイクル製品の率先利用に努めること(品目名)	
			ア 環境物品等の調達に係る判断基準を満たした資材等の購入計画を施工計画書に記載すること。	
			ア 書面およびフロッピーディスク等により工事完成届と同時に提出すること	
その他	環境教育	① 環境教育の実施	ア 作業員全員に対し、環境配慮に関する研修等を実施すること。	
11	施工体制	提出書類 (共1編1-1-12)	① 施工体制台帳および施工体系図の提出	ア 条件(下請契約の請負代金の総額が3,000万円以上の工事)
			① 工事担当技術者台帳の提出	ア 条件(工事請負代金額が2,500万円以上の工事) 監理技術者および主任技術者(下請負を含む)の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載し、施工体制台帳または施工計画書に添付すること
			1 施工計画書の主要機械の記載に関し、機械名称・型式・メーカー・製造ナンバー・所有者・施工能力・配置予定オペレーター氏名および所属について記載すること	ア 条件 下記の機械を使用する工事 ・法面工事 モルタル吹付機、種子吹付機、ボーリングマシン ・舗装工事 アスファルトフィニッシャー、タイヤローラー、マカダムローラー ・区画線設置工事 溶解式、加熱ペイント式、常温ペイント式 高視認性(二液反応式)
			① 工事元請・下請関係者届出書の提出	全ての工事について提出。該当なき場合はその旨を記載し提出。
		工事カルテ作成、登録 (共1編1-1-6)	① 工事カルテの作成、登録および受領書の提出	ア 条件(工事請負代金額が500万円以上の工事については、受注時、変更時、完了時(ただし、工事請負代金額が500万円以上2,500万円未満の工事については、受注時・訂正時のみ)

	区分	明示項目	明示事項	制約条件等
11	施工体制	名札の着用	① 監理技術者、主任技術者（下請負を含む）の工事現場内での名札の着用	ア 条件（元請：工事請負代金額が2,500万円以上） （下請：下請負金額が2,500万円以上） 名札は顔写真、氏名、所属会社名、社印および発行年月日が入ったものとする
12	品質確保	段階確認および立会 (共1編1-1-21)	① 段階確認書および立会願の提出による監督確認の実施	ア 段階確認の時期 共1編表1-1段階確認一覧表に示す確認時期その他監督職員から通知があった場合 イ 事前に段階確認に係る報告を所定様式により提出
		土木コンクリート構造物の水セメント比 (共1編5-3-3)	1 水セメント比の上限値	ア 鉄筋コンクリート 55%以下 無筋コンクリート 60%以下 (仮設構造物、均しコンクリートを除く) イ ()
		高炉セメント等の使用について (平成14年3月8日付け監第326号)	① $\sigma_{ck}=24N/mm^2$ 以下の無筋、鉄筋コンクリート（橋梁上部工は除く）および場所打杭は高炉セメントB種の使用を原則とする ① コンクリートの養生については、通常の施工方法としているが、寒中コンクリートとしての施工を行なう必要がある場合には、コンクリート配合、強度、構造物の種類、断面の厚さ、外気温等を考慮して、その方法および期間、養生温度等を計画して、監督職員の承諾を得るものとし、設計変更の対象とする。	
		レディーミクストコンクリートの品質管理について (平成19年3月30日付け土管第342号)	① レディーミクストコンクリート（JISA5308）の強度試験（圧縮強度、曲げ強度）については、一工事で試験基準の20%程度を公的試験機関等で行うものとする。	
13	その他	施工計画書 (共1編1-1-5)	① 施工計画書を1部提出すること。	ア 工事請負代金が150万円以上の場合提出 イ 工事請負代金に関わらず提出
		現場発生品・支給品の取扱 (共1編1-1-18) (共1編1-1-19)	1 現場発生品あり 2 支給品あり	ア 品名 () イ 納入または引渡し場所 ()
		修景～デザイン等の版權	1 デザイン等版權取扱条件あり	ア 版權は福井県 () へ
		工事中資機材の管理	1 資機材の保管条件あり 2 " 仮置き条件あり	ア 場所 () イ 期間 ()
		イメージアップモデル工事 (共1編1-1-31)	1 イメージアップの実施項目あり	ア 指定内容 ()
		工事の下請負 (共1編1-1-11)	① 下請負人の選定	ア 下請業者を選定する場合には、福井県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めること。 イ 選定しない場合には調達調書に理由等を記載し、提出すること。
		工事中資材 (共1編第2章)	① 工事中資材の選定	ア 工事中資材や物品等の調達においては、県産品の活用に努めること。 イ 活用しない場合には調達調書に理由等を記載し、提出すること。
			① 工事中看板	ア 工事の表示板(共1編1-1-47)図1-1(様式1)は、県内産間伐材を材料とする木製看板を用いること。
			① 主要資材の購入計画の策定	ア 主要資材の購入計画について、納入業者、製造業者、工場の名称および所在地を施工計画書に記載すること。
		公共事業労務費調査	① 公共事業労務費調査の対象工事となった場合の協力 (工期経過後も同様)	ア 調査票の記入等、必要な協力 イ 甲が事後に事業所を訪問して行う調査・指導 ウ 就業規則の作成、賃金台帳の整備・保存など エ 下請負人も同様の義務を負う
近接工事の間接費等の調整について (平成13年3月27日付け監第391号)	① 密接に関係のある同一工事区域内の追加工事（同一工種とは限らない）を現工事と同一施工業者が落札した場合は、両工事を合算したもので落札後調整を行なう。	・現工事：既発注工事 ・追加工事：今回発注工事 左記に該当しない場合でも仮設物が共用できる場合は、その部分についてのみ調整する。		

	区分	明示項目	明示事項	制約条件等
13	その他	特許料について (約第8条)	()については ()工法による ものとする。この工法については特許 権の対象である。	この工法によらない場合は、監督員と別途協議するも のとする。
		提出書類	① 建設労災補償共済への加入を証 する書類の提出	
		債務負担行為に 係る契約の前払金 について (約第40条)	1 契約会計年度については前払金を 支払わない。	ア ゼロ国債工事、ゼロ県債工事である場合
		適法な土砂・採石 等の使用の確認に ついて(平成16 年12月20日土 管第1481号)	① 購入土・砕石を使用する場合には 事前に品質を証明する資料、採取地 を示す書類および採取許可等の写 し、採取業者からの納品証明書など 適法に採取していることを示す書類 を提出すること	ア 品質を証明する書類 イ 採取地を示す書類 ウ 採取許可等の写し エ 採取業者からの納品証明書など
		CALS/EC	① 情報共有	ア 情報共有システム利用し、受発注者間で情報交 換・共有すること。
			1 電子納品	ア 電子納品の手引き(案)福井県版を基に電子納品 を行うこと。 (3000万円以上の工事が電子納品一部本運用で対象)
		不正軽油撲滅対策 について(平成1 9年3月6日土管 第32号)	①ディーゼルエンジン動力車両等 を使用する	ア JIS規格の軽油を使用すること イ 燃料検査があった場合には協力すること

(H19.6.1以降)